

電気自動車整備特別教育

電気自動車、ハイブリッド自動車等の整備業務に係る
感電災害防止のための特別教育

特別教育の対象となる電気取扱業務(低圧電気取扱業務)から、電気自動車等の整備業務を切り離し、対象業務として新たに規定されました。(労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第4号の2) 令和元年(2019年)10月1日施行

規制の対象になる自動車には、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車(内燃機関を有さないもの)、燃料電池自動車、バッテリー式のフォークリフト等の車両系荷役運搬機械及びバッテリー式のドラグ・ショベル等の車両系建設機械のうち対地電圧が50Vを超える蓄電池を内蔵するものが含まれます。安全技術教習センターでは、定期的開催していく予定です。日程は、3ヶ月前に公表します。詳細についてはホームページをご覧ください。

日程

ホームページ「開講カレンダー」でご確認ください
学科6時間、実技1時間の計7時間の講習です

費用

受講料:12,000円(テキスト代・税込10%)

会場

安全技術教習センター

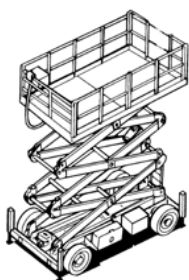
申込み

募集定員は10名です。定員になり次第締切ります。

申込書をFAXして予約してください。予約の方には受講案内書をFAXで返信します。受講料・申込書(写真・免許証コピー貼付け)は受講の一週間前までに提出ください。

受講申込書は、ホームページよりダウンロードできます。

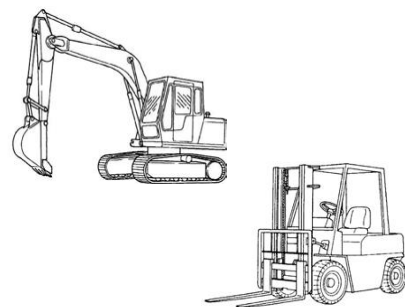
尚、自動車整備士資格等の取得資格による受講科目の免除は行いません。



申込み・お問合せ

0765-33-5588

平日 8:00~17:00



富山労働局長登録教習機関

安全技術教習センター

〒937-0857 富山県魚津市三ヶ227 魚津企業団地内
TEL 0765-33-5588 FAX 0765-33-5589
URL <http://www.anzenst.jp>

